記者発表資料

令和８年９月17日
東北地方整備局
能代河川国道事務所

秋田自動車道小ヶ田（おがた）函渠で予防的通行規制を導入します
～レベル４大雨危険警報時における予防的通行規制の追加～

国土交通省では、令和８年８月の千葉豪雨において、アンダーパスの冠水により人的被害等が発生したことを踏まえ、今後の大雨発生時における同様の冠水事故を防止するため、排水設備等の正常な機能のみに依存せず、「多重防御」により安全を確保するとともに、停電や設備の異常等が発生した場合にも安全側に移行出来るフェールセーフの考え方を取り入れることとしております。

能代河川国道事務所では、過去に危険な冠水が発生している秋田自動車道と秋田県道197号木戸石鷹巣線が交差する小ヶ田函渠において、この度、警察と連携し予防的な通行規制を導入することとしました。これまでの雨量基準に基づくパトロール、冠水位に基づく遮断機等による通行止めに加え、レベル4大雨危険警報発令時に短時間強雨が発生又は予測があった際には予防的通行止めを新たに実施します。

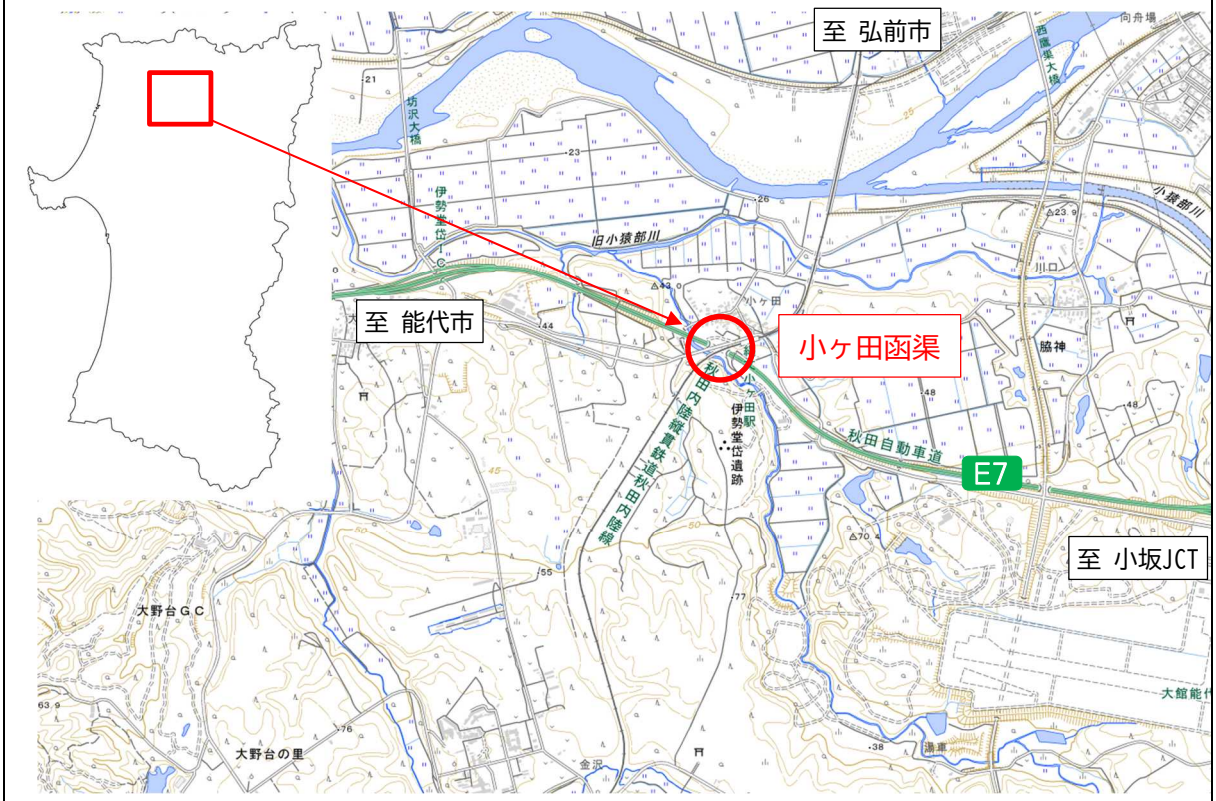
また、車両進入防止対策の強化として、必要な資機材の備蓄を行うとともに、物理的な車両進入防止設備である遮断機の整備ついても検討してまいります。
またあわせて、冠水危険箇所であることを普段から周知するため、遮断機付近などに、周知看板を設置します。

■予防的通行規制導入箇所
秋田自動車道　小ヶ田函渠（秋田県北秋田市脇神字小ヶ田囲ノ内地内）
■通行規制基準
①「レベル４大雨危険警報」が発令され時間雨量が60㎜に達した場合（予測を含む）
②道路管理者または警察が冠水の可能性があると判断した場合

＜発表記者会＞
秋田県政記者会、能代市、北秋田市、大館市の各記者クラブ

＜問合せ先＞
国土交通省　東北地方整備局　能代河川国道事務所
TEL:0185-70-1001（代表）
副所長（道路担当）佐々木　（内線２０５）
道路管理課長　田中　（内線４３１）

秋田自動車道　小ヶ田函渠





（国土地理院地図を加工して使用）